

| | |
|--------------|---|
| Title | 石清水権別当田中宗清関係願文考 |
| Author(s) | 中川, 真弓 |
| Citation | 語文. 2018, 111, p. 10-21 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/77188 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

石清水権別当田中宗清関係願文考

中 川 真 弓

はじめに

石清水八幡宮の第三十四代別当となる田中宗清(一一九〇—一二三七)は、権別当に就いていた時期に、当代一流の文人たちに依頼して多くの願文類を作成させている。天理大学附属天理図書館所蔵「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」(重要文化財)は、藤原定家が漢文体の願文を仮名文に改めたものとして知られており、国語学的な関心も高い。また、石清水八幡宮所蔵の願文二卷は、書写者が能書家として知られる世尊寺行能である点が評価され、いずれも重要文化財に指定されている。

しかしながら、田中宗清を願主として作られた願文が、右に挙げたものを含め、どれくらい存在するのか把握した先行研究は、管見の限りでは見当たらない。願文の内容についても、藤原定家による天理図書館所蔵の願文案を除けば、ほとんど考察を加えられてこなかったようである。

そこで本稿では、田中宗清が願主となった願文群を取り上げ、それらの内容から、まずは全体を整理・分類してみたい。さらに、各願文がどのような背景をもって作られたのかを考えていくために、願文内容と関わる宗清の子女たちについて、また願文群が宗清の子孫にどのような形で受け継がれたのかについて考察したい。

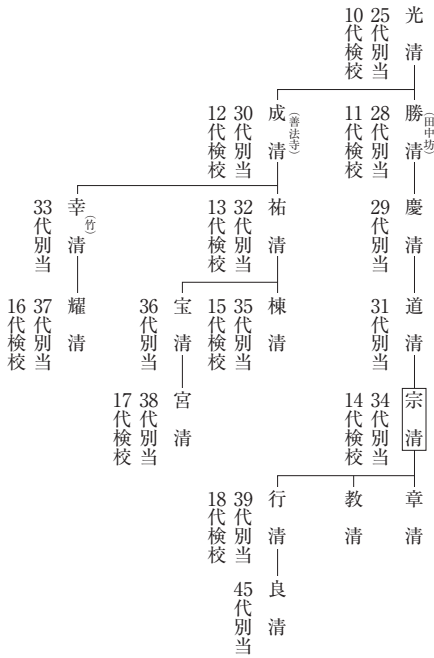
一、田中宗清関係願文について

以下に田中宗清の略歴を記す。

田中宗清は、建久元年(一一九〇)八月十日生まれ。父は石清水八幡宮護国寺三十一代別当道清である。建久九年(一一九八)に出家し、建仁二年(一二〇二)法眼、元久元年(一二〇四)権少僧都に至り、元久三年(一二〇六)権別当となる。建暦三年(一二一三)法印・権大僧都・一臘別当。文暦二年(一二三五)に第三十四代別当となる。嘉禎三年(一二三七)四月検校、同年六月九日没、四十八歳。

別当職は石清水祠官家紀氏の家系で受け継がれていたが、その内部では熾烈な争いが起きており、第二十五代の光清以降、別当職と坊領をめぐって諸流諸家が相争うことになる。以下に掲げる系図からは、光清以降の別当職が諸流の間で交互に受け継がれ、極めて複雑な状況になっていることが看取される。

【図1】石清水八幡宮祠官家光清以下紀氏系図^①



以下に、現在把握できる宗清関係願文群（厳密には、勸進文・諷誦文をも含む）について確認していきたい。^②これらの願文群は、その内容から二つのグループ（A・B）に分けられる。まず一つ

目のグループは、「宗清の所願を述べた願文」である。

A 宗清の所願を述べた願文

(1) 「権別当宗清願文案」石清水八幡宮蔵

作者は大江周房。建保五年（一一二七）正月二十七日。当時の石清水八幡宮検校は善法寺祐清、別当は幸清。幸清はその子超清に別当職を譲ろうと企てる。本願文は、宗清が早く別当職に補せられることを祈願したもので、十五箇条の大願が示されている。

(2) 「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」天理大学附属天理図書館蔵

作者は藤原定家。貞応二年（一一二二）十月。宗清の依頼により、(1)の真名願文「権別当宗清願文案（権別当宗清法印立願文）」をもとに定家が仮名願文に改めたもの。川平ひとし氏が指摘されたように、「双方の書を見較べることによって、もとの真名文を、定家はどのようにに訓読しかつそれを仮名文に書き改めているかを具体的に辿りうる」資料である。^③本稿冒頭でも触れたように、国語学的な観点から見た先行研究もあり、近年では仮名書き願文についての研究においても資料として挙げられている。^④

(3) 「嘉禄元年宗清法印勸進文」 石清水八幡宮蔵

作者は藤原定家。嘉禄元年（一二二五）九月十二日。

諸仏像を安置する黒漆塗の厨子を作るため、諸人に勸進する目的で書かれた仮名文体の勸進文。前半には造立・書写を計画する尊像や經典を挙げ、後半には宗清の祈願の志を述べる。また、本資料は『続群書類従』卷三二に所収されている。『群書解題』は作者を不詳とするが、先述した(2)と同じく、藤原定家が執筆したものと考えられる⁵⁾。

本勸進文には、関連する古筆切が存在する。「寛永の三筆」として知られ、石清水八幡宮滝本坊に住した松花堂昭乗が所持した茶道具「八幡名物」のうち、「大願文」・「小願文」と称される古筆切二点である。これらの古筆切は藤原定家の筆とされてきたもので、現在は山形市の慈光明院に両者とも所蔵され、そのうち「大願文」は山形県の有形文化財に指定されている。『山形市の文化財』（山形県教育委員会、一九七二年）では、「大願文」と「小願文」は、全52行を前半35行と後半17行に切断したものであり、これの案内こそ、前掲した(2)の天理図書館蔵「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」であったとする。しかしながら、新天理図書館善本叢書『定家筆古記録』解説⁷⁾において、石田実洋氏が「本書とは全く異なる文章が見出され」と指摘されたように、(2)と古筆切とは別物である。

結論を言えば、この古筆切は、(3)の「嘉禄元年宗清法印勸進文」の一部と一致する。本文を確認してみると、順番としては「小願

文」が先であり、「大願文」がそれに接続する。

なお古筆切の原物には推敲を加えた跡も確認できることから、これらの古筆切は、(2)の天理図書館蔵「願文案」と同様に、藤原定家が漢文体の願文を仮名文に直そうとした案内であると推測され、その元となった願文こそ、石清水八幡宮に所蔵される本資料「嘉禄元年宗清法印勸進文」であると考えられる。

(4) 「石清水権別当宗清願文」 京都大学附属図書館谷村文庫蔵

作者は藤原孝範。建保六年（一二一八）八月。

祖先や両親、そして愛児たちへの深い思いを述べつつ、宗清が抱く「五恨」を列ね、その上で自らの血統の正当性を訴える祈願の思いが記されている。末尾には「聊記子細胎之孫謀（聊か子細を記して之を孫謀に貽す）」とあって、子孫に事情を伝え遺そうとする意図も含むことが述べられる。

以^二慶清之門跡^一永可^三承于弟子^一者、勅宣院宣之龍渙、本宮末宮之龜鏡也。而有^下朝錯之挿^中讒佞^上、及^下国典之乱^中礼法^上（^{是也}）

慶清の門跡を以て永く弟子を相承すべしとは、勅宣・院宣の龍渙、本宮末宮の龜鏡なり。而るに朝錯の讒佞を挿むが有りて、国典の礼法を乱すに及ぶ（是れ三恨なり）

右傍線部の慶清は宗清の祖父にあたる。この引用部分では、「自らの血統こそ別当職を相承していくべき嫡流であることは、勅宣・院宣によって保証され、本宮・末宮の基準となっているにも

かわならず、妄言悪口で朝を惑わす者がいて、国典の決まり事を乱そうとしている」と述べる。

なお本願文は、京都大学附属図書館が所蔵する谷村文庫の資料の一つである。使用されている返点（雁点）が、ほぼ左右対称の「かりがね型」（V字を広げた形）で字間の中央部分に位置することなどから、付された訓点は鎌倉時代後半のものと推測される。また、原物は裏打紙で補修されているが、紙裏に一箇所裏書があることが確認できる（後掲【図2】参照）。

以上の願文群が「宗清の所願を述べた願文」としてまとめられるのに対して、二つ目のグループとして認められるのが、貞永元年（一二三二）八月に亡くなった宗清の長男章清を追善する願文群である。

B 長男の章清を追善する願文群

(5) 「為亡男某五旬忌修冥福願文〈代僧宗清〉」石清水八幡宮蔵
作者は藤原（四条）盛経。貞永元年（一二三二）九月二十日。

(6) 「為亡弟章清周忌修追福願文〈代宗清〉」石清水八幡宮蔵
作者は藤原家光。天福元年（一二三三）七月十七日。

(5) 「亡男某の五旬忌の為に冥福を修する願文」と(6) 「亡弟章清の周忌の為に追福を修する願文」は、作者が(5)は藤原盛経、(6)は藤原家光で、ともに『本朝文集』巻六五に所収される願文である。(5)の願文は章清の四十九日供養、(6)の願文は一周忌の供養の際に

執筆されている。

両願文ともに石清水八幡宮に原物が所蔵されており、清書をしたのが世尊寺行能であったことから、国の重要文化財に指定されている。文化庁が公開する「国指定文化財等データベース」⁽¹⁰⁾では、(5)と(6)の願文についても解説が加えられているが、(5)の願文が章清の四十九日供養の際のものであるのに対し、五七日忌としていたり、(6)の願文タイトルの「亡弟」（亡き弟子）を誤解して、供養の対象者を「弟、章清」としていたりするなど誤りがある。本願文の内容そのものがこれまでほとんど検討されてこなかったことのためであろう。

(7) 「為亡男某修冥福願文〈代法印宗清〉」

作者は菅原為長。貞永元年（一二三二）十二月十五日。

本願文も、章清の冥福を祈る供養のための願文である。⁽¹¹⁾石清水八幡宮所蔵「仏像目録」⁽¹²⁾一卷は、嘉禎三年（一二三七）五月に宗清がその子行清に譲与した厨子および仏菩薩像の目録であるが、その中に「三寸八分阿弥陀如来立像」を奉入した「黒染小厨子」が見える。本願文には、この厨子を指すと考えられる記述が見られる。「仏像目録」には阿弥陀像の中に奉納物が込められたことが記されており、そこで挙げられる「亡者所持仏舍利」の「亡者」は章清を指していると考えられる。さらに奉納物の「臍緒」と「髪」もまた同様に、宗清が亡くなった章清の供養のために納入したと考えられる。

(8)「為猶子某祈冥福誦文」石清水八幡宮藏

作者は菅原為長、嘉禎三年（一二三七）三月二十一日。

(8)は、(7)と同様に『本朝文集』巻六六に所収されている願文である。菅原為長を作者とするこの誦誦文の願主は、宗清ではなく、章清を猶子としていたという「比丘尼善阿弥陀仏」という人物である。供養の対象が章清であること、同じく石清水八幡宮に所蔵されている願文と一連のものであることから、参考のため取り上げておきたい。奥書からは、(5)・(6)と同じく世尊寺行能によって清書されたものと知られる。

石清水八幡宮蔵の本文は残念ながら前半部分を欠いているが、後半部分により『本朝文集』巻六六に所収される誦誦文と一致することが確認できる。したがって、『本朝文集』に採られた文章によって欠けている部分を補い、全体を復元することができる。

章清を養子にしていた関係で供養をおこなった願主の「比丘尼善阿弥陀仏」については、「東大寺八幡経」として知られる大般若経波羅羅蜜多經の一部を奉納した人物と同じ名が見える¹³⁾。

二、『明月記』に見える「宗清消息」と宗清の子女たち

次に、願文が書かれた背景の一つを知るため、宗清の周辺について考察したい。前節で取り上げた仮名文の願文案は、宗清が藤原定家に執筆を依頼したものであった。『明月記』の記事本文および紙背文書の書状にはしばしば宗清の名前が見え、その親しい交流がうかがえる。日記の中には、章清を含む宗清の子どもたち

関する記述も見える。次に掲げる『明月記』嘉祿二年（一二二六）三月五日条には、宗清から定家のもとに届いた消息の内容が記されている。

宗清法印消息云、弟子章清直叙法眼、雖父祖之例自愛云々¹⁵⁾。

（宗清法印の消息に云はく、「弟子章清、法眼に直叙す。父祖の例と雖も自愛す」と云々。）

「消息」の内容は、宗清の嫡男であった章清（当時十歳）が法眼になったというもので、宗清の親としての喜びを伝えている。この「消息」と実際に一致するのが、次に掲げる『明月記』紙背文書の書状である。

①今度僧事、章清申叙「法眼候了、雖存父祖之跡、不

「自愛之志、朝恩与神徳于」¹⁶⁾「休候、

抑来月関白娘御入内、六月立后との、しりあひ」¹⁷⁾「之間、

無見立候女子共、依^依為章清之姉、直法眼事浦」¹⁸⁾「合候間、

同父一腹二人女子」¹⁹⁾「何を不可弃候之間、乍兩人

（『明月記』嘉祿二年夏記紙背文書、卷三十九・十八紙裏）

②指出ハ見候はやと存候、徒^{事力}不知子細候也、中納言殿御局、

内^内宮仕にて候やらん、北白川院御坐候やらん、又内女房と

中宮とハ可為一所候歟、各別候歟、可為一所候は、あはれ

中納言殿とかくなんと御口入候乎、毎事期参上時候、恐^謹謹

言、

三月五日 宗

民部卿殿

〔上書〕
（切封墨引）

冷泉殿

宗□□

〔明月記〕嘉祿二年夏記 紙背文書、卷三十九・十七紙裏
①と②はいずれも『明月記』の紙背文書で、本来は一通の書状として一続きになっていたものである。①の冒頭の傍線部には、先の「消息」と同内容が記されており、それに続けて、「来月関白娘御入内、六月立后との、しりあひ」という文章がある。これは、猪熊関白近衛家実の娘長子（二二八―二二七五、後の鷹司院）の入内にあたり、章清の姉にあたる「同父一腹二人女子」（父母が同じ二人の女子）を出させようとした際の相談の書状である。

七月大

一日（庚寅）、天晴、

宗清法印消息云、女子出仕事（参中宮）、来廿七日可令初参、
教訓扶持事所奉憑也、其夜装束事同承存哉、依近辺尋承明門
院女房示送之、蘇芳ぬき染単重、女郎表襲、濃引へキ二藍薄
物（無文）、唐衣（裏遠単文薄物）、濃張袴、綾小袖、単重可
懸形護、上童（朽葉単重紅梅）、雑仕（濃蘇芳ぬき染）、単重、
青結染格子布帷、例裳（ひすまし）、女郎花単重裳、…

〔明月記〕寛喜二年（二二三〇）七月一日条

また、右の資料は、もう一人の中宮、九条道家の娘罇子（二二〇九―二二三三）に宗清の娘が出仕することになった際のもので、定家は妹の承明門院女房に問い合わせ、詳細を答えている。

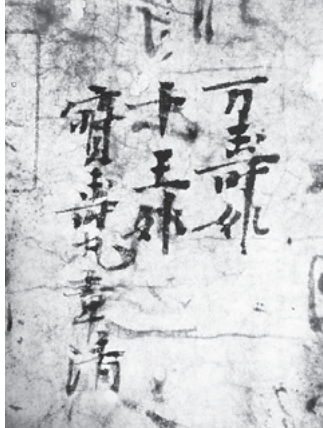
宗清の願文群がどのように受け継がれていったのかを見るため

にも、彼の子どもたちに着目したい。

〔石清水祠堂系図〕〔続群書類従〕第七輯上所収、後掲〔図3〕を参照すると、宗清の子女たちとして、章清・教清・行清の男子三名と、女子四名が挙げられている。章清の母は祐清母で、最後の女子を除いて皆同腹であると記されている。女子の一人目は「少将局」、二人目は「新大夫局」と号したことが知られる。この二人が先に見た章清の姉二人であろう。

また、前節で紹介した(4)〔石清水権別当宗清願文〕（京都大学附属図書館谷村文庫蔵）には、本文に宗清の愛児「三子」について折る文脈があるが、裏書に「万寿姫／千玉姫／宝寿丸章清」と注記があり、三人の子どもの名前が知られる。

〔図2〕



万寿姫

千玉姫

宝寿丸章清

（京都大学附属図書館谷村文庫蔵「石清水権別当宗清願文」裏書）

【図3】「石清水祠官系図」

宗清

章清

母祐清女。改慶助。権上座。少別当。〔寺任〕直法眼。
貞永元年八月一日入滅。〔十六歳〕

教清

母同。法眼。法印。文暦二年八月十四日補修理別当。
嘉禎三年四月廿五日転権別当。宝治二年被召下関東被配
国。：

行清

卅九代別当。号田中。母祐清女。童名安丸。
寛喜元年四月十五日誕生。嘉禎二年月日出家〔八歳〕。
：同〔弘安〕二年十月十九日入滅。〔五十一歳。寺務三
年。〕

女

四条三位隆盛卿室。〔異本〕母祐清女。三十一隆□室。隆
豪母。後離別。
四条院女房。号少将局。

女

土御門院女房。母同。号新大夫局。

女

母同。吉田前皇后宮亮資通室。通俊女

女

嘉禎三年（一二三七）に宗清が記した『仏像目録』¹⁶には、

子女房万寿姫懐妊時、建保二年以宇美宮槐造之、仏師勝光、執
行俊成、於薬師堂開眼供養、

とあって、この記事を引用する『大日本史料』は「子女房」¹⁷「万
寿姫」と解釈しているが、全くの誤解である。万寿姫は、宗清の
最初の娘、少将局である。

さて、宗清の三人目の子として生まれ、また嫡男として宗清か
ら大きな期待をかけられていたであろう章清は、貞永元年（一二
三二）に十六歳で亡くなった。この章清に対する追善供養の中で
作られたのが、前節でまとめたBの願文群である。

次に跡を継ぐ立場になったのが、次男の教清であった。以下に
掲げる資料は、『宮寺縁事抄』の紙背文書で、章清が亡くなった翌
年、天福元年（一二三三）のものかと推定されている書状である。

a 八歳小法師教清、〔今嫡弟〕、楽府朗詠を可読之由存候、仍
相□候僧一人を可召進之由存候也、令申治部殿給候て、訓
御□授候乎、随御返事、明日可召進□、恐惶謹言、

七月廿九日

宗清

b 教清二付候法師、隨身楽府朗詠、参上候、可有御教訓候、此
申状恐惶候、為思子候之習、老後二候之間、：

七月卅日

宗清

〔「宮寺縁事抄」所々神領訴訟神事違例事〕紙背文書¹⁷

aの書状では、「八歳小法師教清」が（今の嫡弟）と注記されている。書状の内容によれば、教清が楽府・朗詠を読めるようにするため、家庭教師のような存在の僧を付けたとあり、嫡弟となつた教清に対する父宗清の教育的配慮がうかがえる。ところが、この教清は、宗清が亡くなつた後、事件を起こすことになる。『百練抄』十六・宝治二年（一二四八）二月十六日条の記事には、「八幡権別当法印教清被_レ渡_二武家_一。」とあつて武家に引き渡されたと見える。また「石清水祠官系図」でも、宝治二年に関東に召し下され配流されたと記されている。こうした結果、宗清流では、その後の別当職を三男の行清が継ぐことになるのである。

次に掲げる「檢校宗清袖判讓状」は、嘉禎三年（一二三七）五月の日付を有し、宗清が亡くなる直前に作成されたと考えられるものである。¹⁸⁾

（花押）（宗清）

可賜修理別当物等事

一 笛三（割注略） 太笛二（割注略） 箏一（割注略） 一琵琶二面

（割注略） 箏一張（割注略）

一 仏菩薩

水文小厨子一脚 大厨子一脚

一 碗二面（割注略）

一 牛飼観音丸京御料御方

一 宮寺縁事抄（半作初也）、権別当借之時者早可借之、本日記者讓渡権別当畢、修理別当借之時者同可借之、相互莫借之

而已、

嘉禎三年五月 日

この讓状は、三男行清が譲り受けるべき物品を記したものである。最後に挙げられた『宮寺縁事抄』は、宗清が編纂に尽力したものとしてみられるが、「半作初也」と注記されている点は注目される。この記述は、『宮寺縁事抄』が未だ完成していないことを宗清が自ら示したものである。また、注記には教清と行清が相互に貸し借りすることが指示されており、当時の嫡弟たる教清には、『宮寺縁事抄』の典拠となつたであろう「本日記」が譲り渡されていたことが知られる。

しかし、先に述べたように教清は罪に問われ、次のような後嵯峨院による院宣が出されることになった。

故宗清法印所帶雖讓教清法印、惣処分状載将来之子細歟、而今教清依惡行、被处于罪科之間、宮崎宮事、改彼執務、已被補檢校了、自余之所領等、且任先師之遺狀、同可被領掌者、院宣如此、仍以執達如件、

宝治三年二月一日

田中権別当法印御房

権中納言藤（花押）

（後嵯峨院院宣写）宝治三年（一二四九）二月一日¹⁹⁾

行清への讓状に記されていたように、『宮寺縁事抄』『仏像目錄』などは既に行清に譲られていたが、罪に問われた教清の分も受け継いだことよつて、行清のものには宗清が収集・編纂したした文書類がすべて集まつたと推測される。

三、良清『鳩嶺集』と宗清願文

『鳩嶺集』は、石清水八幡宮関係の詩文から秀句を抜萃した上下二巻の摘句集である。編纂者は、田中宗清の孫で、行清の次男にあたる第四十五代別当良清である。永仁三年（一二九五）の成立当時は権別当法印であった。

この『鳩嶺集』には、「宗清願文」からの句が採られている。その例を以下に示す。

①『鳩嶺集』87「仏事」

式部大輔藤原朝臣〈経範卿〉

昔賢明之為子礼丈六像也、百日之中得昇切利天、
今愚暗之為子刻三寸像也、五旬之後尽詣安養界、

〔法印宗清為亡弟法眼章清仏経供養願文〕

②『鳩嶺集』398「懷旧」

式部大輔藤原朝臣〈経範卿〉

秋風滿衫、落淚山之雨不駐、
曉雲隔跡、望子陵之月空藏、〔法印宗清為亡弟願文〕

③『鳩嶺集』234・235「冬」

大江周房朝臣

雪花飛粧而濱粉、○是天人之雨也、風篁奏曲而寥亮、疑亦菩薩之調歟、

藤原孝範朝臣

青風吹兮白雪冷、省登耆闍三峯之嶺、

一松鐘鳴兮竹磬幽、如臨惠遠二林之寺、〔已上法印宗清願文〕

このように願主を宗清とする願文が、『鳩嶺集』の出典表記から確認できるのである。以下、それらを作者別にまとめた。

①大江周房：89「仏事」・234「冬」・332「孝行」・336「孝行」・406「無常」・407「無常」（6首中6首）、出典表記は全て「法印宗清願文」

②大江信房：319「老人」（5首中1首）、出典表記「法印宗清願文」

③菅原為長：403「懷旧」（19首中1首）、出典表記「法印宗清願文」

④藤原経範：87「仏寺」（〔法印宗清為亡弟法眼章清仏経供養願文〕・398「懷旧」（〔法印宗清亡弟願文〕（27首中2首）

⑤藤原孝範：235「冬」・408「無常」（9首中2首）、出典表記「法印宗清願文」

大江周房の場合は、入集した六例中、六例全ての出典表記が「法印宗清願文」となっている。藤原経範の場合は、入集した二十七例のうち二例が宗清を願主としており、いずれも章清追善のための願文であることが知られる。

『鳩嶺集』の出典表記を整理した仁木夏実氏は、そのほとんどが鎌倉時代中後期の人物の作であることを確認した上で、

他方、平安時代の出典は数少ないが、それらの多くが良清の祖父宗清の「宮寺縁事抄」の目録である「宮寺縁事抄納筥目録」中に見出されることから、良清が『鳩嶺集』編纂に際

して、より古い時代の出典については多くを「宮寺縁事抄」に拠った可能性を指摘した。『鳩嶺集』には宗清を願主とする願文も引かれており、宗清が整理・編纂し、遺した文書を、孫にあたる良清が自家葉籠中のものとしていた可能性は十分にあらう。

と述べる²²⁾。先にも考察してきたように、「宗清願文」をはじめとする文書・文献は、宗清から行清を経て、良清の手に受け継がれたのだと推察される。しかしながら、注目すべきことに、『鳩嶺集』において「宗清願文」の出典表記をもつ、それぞれの摘句は、本稿第一節で取り上げた願文群とほとんど一致しないのである。唯一の一致する例が、次の摘句である。

大藏卿菅原朝臣（為長卿）

溪氣向春、妬尚鶯兒之欲再出、

郷信何日、恨亦雁賓之不可通、（法印宗清願文）

（『鳩嶺集』403「懷旧」）

この摘句は、本稿第一節で取り上げた(7)「為亡男某修冥福願文〈代法印宗清〉」（『本朝文集』巻六六所収）を出典としている。菅原為長を作者とするこの願文は、現在、石清水八幡宮には所蔵されていない。この菅原為長の願文からの摘句以外については、本稿で取り上げた願文群の他にもまだ、宗清を願主とする願文が存在するということになる。また、藤原経範の摘句に付された出典注記によって、少なくとも経範が作成した願文は、章清を供養する追善願文であったことが指摘できる。

おわりに

以上、田中宗清に関わる願文群について考察をおこなった。これらの願文は、天理大学附属天理図書館に所蔵されている定家筆の仮名願文案を除けばほとんど研究の対象となつてこなかったが、現在知られる願文を拾い集めて整理すると、大きく二つのグループに分けられることが知られた。すなわち、宗清の将来に対する祈願を述べた願文群、そして長男章清の供養のための願文群である。前者の願文群は、石清水祠官家内部における熾烈な別当競争の中で作られており、特に建保五年（一二一七）に誕生した章清に跡を継がせたいという宗清の強い気持ちは、以降の願文の中にも表れている。後者の願文群は、その嫡男であった章清が亡くなり、宗清が深い悲嘆の中でおこなった供養に関わるものであった。

こうした宗清を願主とする願文群は、石清水八幡宮において、彼の孫である良清が継承したと考えられる。本稿では、良清の『鳩嶺集』に「宗清願文」が利用されたことにも言及した。さらに、現在知られている願文の他にも、宗清に関係する願文が存在する可能性を指摘した。願主としての宗清の営みと願文作成は、視点を変えれば、作者たちの文筆活動について考察する材料ともなるものである。本稿で試みた願文類の整理をもとに、今後は各願文の詳細な検討を課題としたい。

- (1) 「石清水祠官家系図」(『石清水八幡宮史首巻』統群書類従完成会、一九三九年) 参照。
- (2) A・Bに掲げる各資料が所収されている刊本および写本の所在を以下に示す。
- (1) ①群書類従第一輯・神祇部・巻十四所収「権別当宗清法印立願文」、②「本朝文集」巻六五「石清水八幡宮願文(代別当宗清)」(『本朝文集』は出典を「鳩嶺雜録下」とする)、③「大日本古文書石清水文書之六」677、④「石清水八幡宮文書目録」桐三二七―3
- (2) ①統群書類従第二輯・神祇部・巻三三所収「貞応二年宗清法印立願文」、②「八洲文藻」七八・「八幡法印願書」、③「大日本古文書石清水文書之六」拾遺62、④「天理図書館善本叢書和尚書部」68 古文書集(八木書店、一九八六年)、⑤「新天理図書館善本叢書6 定家筆古記録」(八木書店、二〇一五年)
- (3) ①統群書類従神祇部・巻三三「嘉祿元年宗清法印勸進文」、②「大日本古文書 石清水文書之六」678、③「石清水八幡宮文書目録」桐三二八「勸進宗清願書」・「法印宗清勸進帳」、(外題下に「寂蓮法師筆 奥極札有」)
- (4) 京都大学附属図書館所蔵谷村文庫本(二一〇四/イ/一貴)。谷村文庫については、笹本光世「資料紹介②谷村文庫」(京都大学図書館機構報「静脩」二〇一、一九八三年) 参照。
- (5) ①「本朝文集」巻六五(『本朝文集』は出典を「鳩嶺雜文」とする)、②「石清水八幡宮文書目録」栗之部・栗26、世尊寺行能清書、重要文化財。
- (6) ①「本朝文集」巻六五(『本朝文集』は出典を「鳩嶺雜文」とする)、②「石清水八幡宮文書目録」栗之部・栗27、日付と位署を記していたと思われる巻末の一紙を欠く。世尊寺行能清書、重要文化財。
- (7) 『本朝文集』巻六六(『本朝文集』は出典を「鳩嶺雜文」とする)
- (8) 「石清水八幡宮文書目録」栗之部・栗28、「比丘尼善阿諷誦文」、前欠。奥書から作者菅原為長、清書は世尊寺行能と知られる。『本朝文集』巻六六所収誦誦文と一致。
- (3) 川平ひとし「真名本から仮名本へ―『詠歌之大概』享受史」措定のために(『中世和歌テキスト論 定家へのまなざし』笠間書院、二〇〇八年。初出は『跡見学園女子大学紀要』一九、一九八六年)
- (4) 小林芳規「石清水文書田中宗清願文案に現れた藤原定家の用字用語について」(『鎌倉時代語研究』3、一九八一年)、田中雅和「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案―漢字仮名交り本文と和化漢文本文との対照考察」(『言語表現研究』15、一九九九年)、同「定家の表現における表記と語形の選択」(『国語文字史の研究』10、二〇〇七年) などがあり、山本真吾「仮名書き願文の表記と文体―鎌倉遺文」所収願文を中心に(『日本文学』63―7、二〇一四年) では、仮名書き願文資料の冒頭にこの願文案が挙げられている。
- (5) 中川真弓「定家の願文―『石清水八幡宮権別当田中宗清願文案』と「八幡名物」古筆切をめぐって―」(『中世文学』63、二〇一八年)
- (6) 「八幡瀧本坊藏帳」では「大願書」・「小願書」とある。益田家蔵版(一九三二年)を確認した。
- (7) 石田実洋「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」(『新天理図書館善本叢書第6巻』『定家筆古記録』解題、八木書店、二〇一五年)
- (8) 返点については、夙に小林芳規「返點の沿革」(『訓読語と訓点資料』54、一九七四年)に詳細な国語史的考察がある。小林氏の研究によれば、雁点は鎌倉時代以降に使用され、九条本「文選」巻二十承安二年(一一七二)点が最も古い例として知られる。これらの初出期における雁点は角度が鋭角の「レ」型であるが、鎌倉中期に鈍

角で左右対称の「V」型に変化していき、室町時代まで続くという。さらに加点の位置は、南北朝時代後期から、過渡期を経つつ室町時代には字間の左側に定着する。本願文の加點・書写時期を考える上で参考となる。

- (9) 宮崎肇「中世書流の成立―世尊寺家と世尊寺流」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究3 鎌倉期社会と史料論』(東京堂出版、二〇〇二年))
- (10) 一九九七年から公開されている文化庁のインターネットサイト。URL: <https://kumishitei.bunka.go.jp/bsys/mandetails.asp> (当該記事は、二〇一八年九月一日参照)
- (11) 拙稿「石清水八幡宮権別当宗清亡息追善願文考―菅原為長の『本朝文集』所収願文を中心に―」(『詞林』56、大阪大学古代中世文学研究会、二〇一四年)
- (12) 山本勉「石清水八幡宮校法印宗清の「仏像目録」と院派仏師」(『MUSEUM 東京国立博物館研究誌』376、一九八二年)。谷信一「石清水八幡宮記録仏菩薩目録(公刊)」(『美術研究』41、一九四〇年)、清水真澄「史料Ⅴ院派仏師造立像の現存作例における銘文等史料について」(『成城短期大学紀要』23、一九九二年)等参照。
- (13) 鶴見大学図書館所蔵「大般若波羅蜜多經」卷第二百八十五の奥書には、「尼善阿弥陀仏」が嘉祿三年(一二二七)に経藏造営のため、五百人のうち一人として銭百文・米一石を寄進したことが記されている。
- (14) 藤本孝一「田中宗清と藤原定家」(第十七回石清水崇敬会大会講演録、『清峯』30、二〇一一年)
- (15) 『冷泉家時雨亭叢書別巻一 翻刻明月記紙背文書』朝日新聞社、二〇一〇年。以下、『明月記』の引用は本書による。
- (16) 『石清水八幡宮史料叢書五 造営・遷宮・回祿』続群書類従完成会、一九七五年

- (17) 『神道大系 神社編7 石清水』神道大系編纂会、一九八八年
- (18) 『大日本古文書 家わけ第四 石清水文書之一(田中家文書)』(東京帝国大学、一九〇九年)所収、177号
- (19) 『大日本古文書 家わけ第四 石清水文書之一(田中家文書)』(東京帝国大学、一九〇九年)所収、178号
- (20) 『図書寮叢刊 平安鎌倉未刊詩集 紀家集卷第十四断簡 中右記部類紙背漢詩集、鳩嶺集 和漢兼作集』(明治書院、一九七二年)、石清水八幡宮史料叢書五 造営・遷宮・回祿』(続群書類従完成会、一九七五年)に所収。
- (21) 福島金治「鎌倉中期の京・鎌倉における漢籍受容者群―『管見抄』と『鳩嶺集』のあいだ』(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七五、二〇一三年)
- (22) 仁木夏実「『鳩嶺集』出典考」(『文芸論叢』六六、二〇〇六年)

【付記】

貴重な資料の閲覧と撮影のご許可をいただいた石清水八幡宮、慈光明院、京都大学附属図書館に篤く御礼申し上げます。

本稿は、平成27年度仏教文学会大会における口頭発表の一部に基づく。また本研究は、JSPS科研費26770097の助成を受けたものである。

(なががわ・まゆみ 日本学術振興会特別研究員)